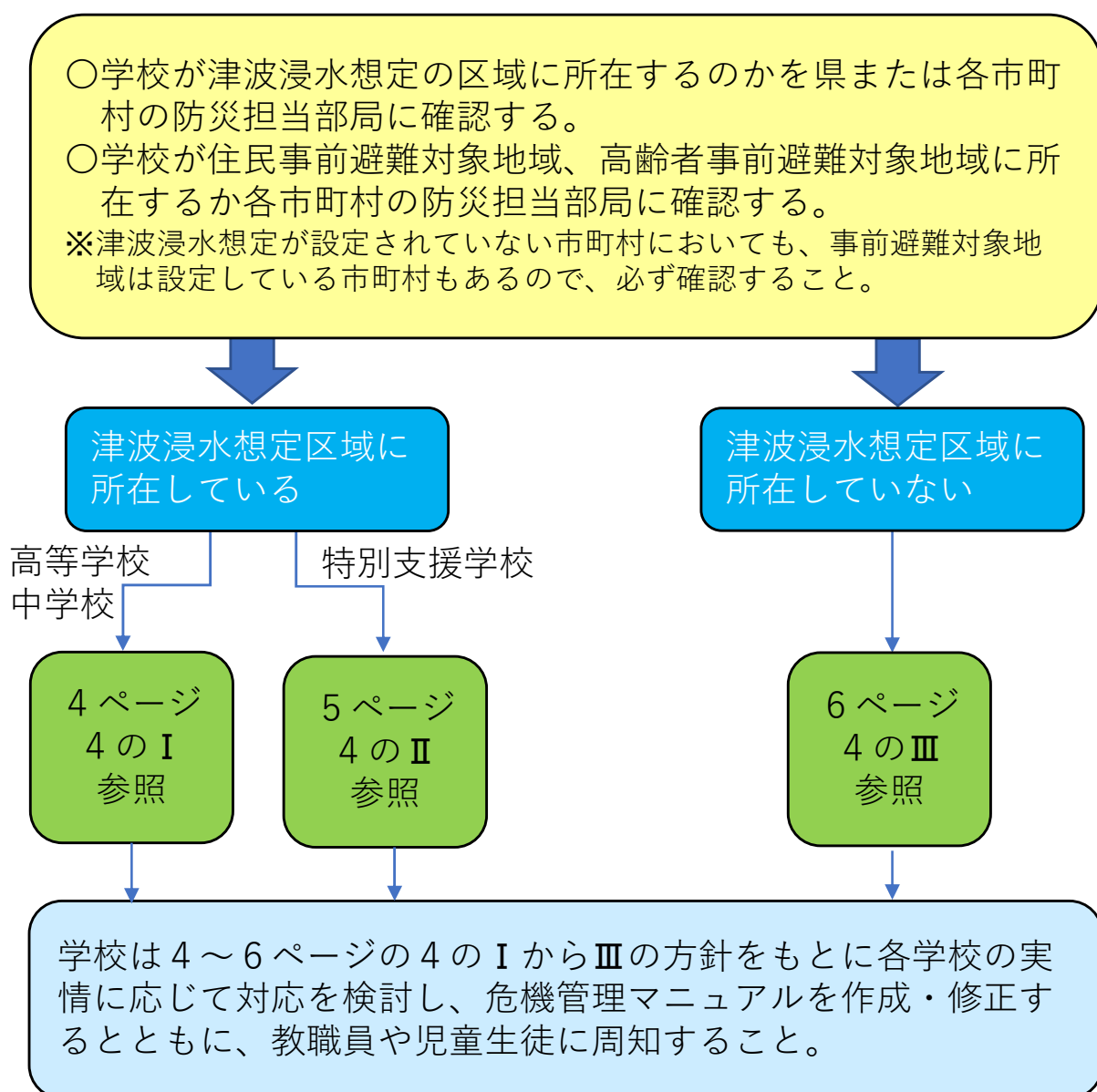


## 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の県立学校における対応について



### (参考)

#### 1 津波浸水想定区域にある学校（保健体育課調べ）

##### < 高等学校 >

惟信高等学校、松蔭高等学校、熱田高等学校、  
南陽高等学校、名古屋南高等学校、中川青和高等学校、  
津島高等学校、津島東高等学校、佐屋高等学校、  
吉良高等学校、豊橋西高等学校、三谷水産高等学校

##### < 中学校 >

津島高等学校附属中学校

##### < 特別支援学校 >

港特別支援学校

#### 2 愛知県津波浸水想定公表について（愛知県全体の地図が掲載されています）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/0000077984.html>

## 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の県立学校の対応について

### 1 南海トラフ地震臨時情報

「南海トラフ地震臨時情報」とは、南海トラフ地震の発生可能性が通常時と比べて高まったと評価された場合に気象庁から発表される情報であり、4つの種類がある(資料2参照)。情報が発表された際には、各学校での対応が必要である。

### 2 南海トラフ地震臨時情報発表時における取扱いに関する経緯等

#### (1) 経緯

| 日時              | 経緯                                                                                 | 内容・補足等                                                                                                                   |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成29年<br>11月1日  | 気象庁が、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始                                                        | ○南海トラフ地震に関連する情報(臨時)と南海トラフ地震に関連する情報(定例)の2種類とする。<br>○運用開始に伴い、従前の東海地震のみに着目した情報(東海地震に関連する情報)の発表は行わない。                        |
| 平成29年<br>12月18日 | 県教育委員会保健体育スポーツ課健康学習室が「『南海トラフ地震に関連する情報(臨時)』が発表された際の県立学校の授業等の取扱いについて」を事務連絡として県立学校に通知 | ○従前の「東海地震に関連する調査情報(臨時)」が発表された場合の対応に準じ、 <u>原則として授業等の教育活動については継続する。</u>                                                    |
| 平成31年<br>3月     | 内閣府が「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(第1版)」を公表                                      | ○南海トラフ大規模地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された場合に、地方公共団体等がとるべき防災対応を検討し、あらかじめ計画としてとりまとめるために参考となる事項を記載する。                                |
| 令和元年<br>5月      | 「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の提供開始                                                | ○従前の南海トラフ地震に関連する情報(臨時)及び南海トラフ地震に関連する情報(定例)に替わり、南海トラフ地震臨時情報と南海トラフ地震関連解説情報の2種類の提供を開始する。(南海トラフ地震臨時情報については、防災対応等を示すキーワードを付す) |
| 令和2年<br>3月18日   | 県防災安全局が「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」を市町村に通知                       | ○市町村が、住民の事前避難等について、検討する上で参考となる事項を提示した。                                                                                   |

## (2) 現状

- 事前避難対象地域(住民事前避難対象地域・高齢者等事前避難対象地域(\*1→P7参照))などの防災対応については、国が令和2年度のしかるべき時期より本格運用できるように検討を進めるよう都道府県に通知している。
- 県立学校及び市町村立学校では、事前避難対象地域の設定に応じて、今後、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応を検討することとなっている。
- 市町村によっては、所管する地域に所在する学校に対して、既に指針等を示しているところもある。

## (3) 課題

- 県立学校の対応について県教育委員会としての方針を示す必要がある。  
⇒「4 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の県立学校における授業等の取扱い」

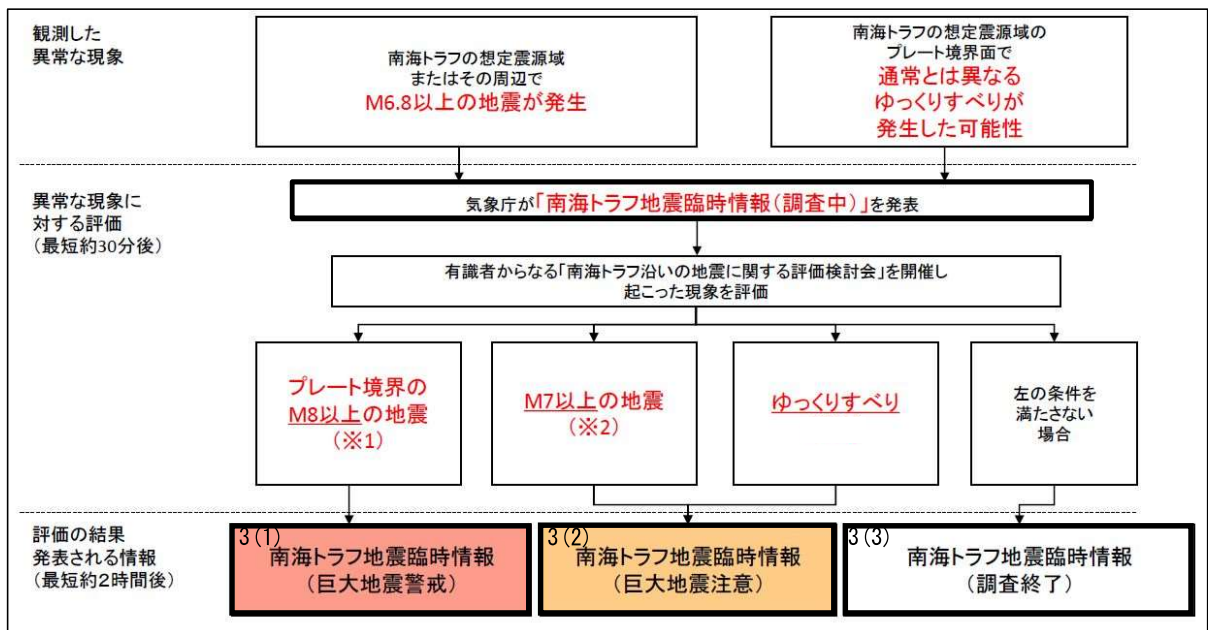
## 3 南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

南海トラフ付近で M6.8(速報値)以上の地震が発生した場合やプレート境界で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性がある場合、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表される。

南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された後、有識者による評価を経て、

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)
- (2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)
- (3) 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)

のいずれかが発表される。各学校は、それらの発表に応じて対応する。



※1、※2のMの値はモーメントマグニチュード(M<sub>w</sub>)を使用して判断する。

○モーメントマグニチュードとは

岩盤のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとに計算したマグニチュード。その値を求めるには高性能の地震計のデータを使った複雑な計算が必要なため、計算に時間を要する。一般的なマグニチュード(M)は地震計で観測される波の振幅から計算されるが、規模の大きな地震になると岩盤のずれの規模を正確に表せない。

#### 4 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の県立学校における授業等の取扱い

##### I 愛知県津波浸水想定区域内(\*2→P7 参照)に所在する高等学校・中学校

#### 1 まず、地震が起きたら、生徒の安全確保に努め、命を守る最善の行動をとる。

- ・ 大津波警報・津波警報が発表された場合は、直ちに、校舎の最上階または校外の高台等(津波高、浸水深よりも上)へ避難する。

※各学校において、避難体制(避難方法、避難場所など)を児童生徒等、全職員に周知しておく。

#### 2 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表された場合

- ・ 大津波警報・津波警報が解除されるまでは、引き続き避難行動を続ける。(警報に基づく避難を要する場合)
- ・ 後に発表される臨時情報(後記3(1)から(3))に備え、引き続き情報収集を行う。

#### 3 気象庁から2が発表された場合、続いて以下の臨時情報(1)から(3)のいずれかが発表される。

##### (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の場合

###### ① 「住民事前避難対象地域」に所在する高等学校・中学校

- ・ 警報が解除されるまでは、引き続き避難行動を続ける。
- ・ 警報が解除された場合は、保護者への引き渡しを行うなど生徒の安全に配慮しながら、原則として生徒は帰宅可能な場合は帰宅させる。
- ・ 臨時情報(巨大地震警戒)発表日から原則として1週間の臨時休業とする。

###### ② 「住民事前避難対象地域」に所在しない高等学校・中学校

- ・ 警報が解除されるまでは、引き続き避難行動を続ける。(警報に基づく避難を要する場合)
- ・ 警報が解除された場合は、生徒の安全確保に留意しながら、原則として通常の授業や行事は行い、授業終了後には、公共交通機関の運行状況等を確認し、帰宅可能な生徒は速やかに帰宅させる。
- ・ 部活動や補習については、実施しない。
- ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は延期(中止)し、校外で活動中の場合は速やかに帰校させる。
- ・ 校長は、学校の立地条件(土砂災害警戒区域なども含む)や生徒の登下校の状況を勘案して、必要と判断した場合には、①に準じて臨時休業とすることができる。

※地震発生から1週間後、国からの発表、社会状況等に応じて(2)に準じた対応へ移行する。

##### (2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の場合

- ・ 警報が解除されるまでは、避難行動を続ける。(警報に基づく避難を要する場合)
- ・ 警報が発表されなかった場合または警報が解除された場合は、通常どおりの教育活動を行う。
- ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合はいつでも帰校できるよう準備する。

※地震発生から1週間後、国からの発表を受け、大地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しながら、通常どおりの教育活動を行う。

##### (3) 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)の場合

- ・ 警報が解除されるまでは、避難行動を続ける。(警報に基づく避難を要する場合)
- ・ 警報が発表されなかった場合または警報が解除された場合は、通常どおりの教育活動を行う。

## Ⅱ 愛知県津波浸水想定の区域内(\*2→P7 参照)に所在する特別支援学校

### 1 まず、地震が起きたら、児童生徒等の安全確保に努め、命を守る最善の行動をとる。

- ・ 大津波警報・津波警報が発表された場合は、直ちに校舎の最上階または校外の高台等(津波高、浸水深よりも上)へ避難する。

※各学校において、避難体制(避難方法、避難場所など)を児童生徒等、全職員に周知しておく。

### 2 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表された場合

- ・ 大津波警報・津波警報が解除されるまでは、引き続き避難行動を続ける。(警報に基づく避難を要する場合)
- ・ 後に発表される臨時情報(後記3(1)から(3))に備え、引き続き情報収集を行う。

### 3 気象庁から2が発表された場合、続いて以下の臨時情報(1)から(3)のいずれかが発表される。

#### (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の場合

##### ① 「住民事前避難対象地域又は高齢者等事前避難対象地域」に所在する特別支援学校

- ・ 警報が解除されるまでは、引き続き避難行動を続ける。
- ・ 警報が解除された場合は、保護者への引き渡しを行うなど児童生徒等の安全に配慮しながら、原則として生徒は帰宅可能な場合は帰宅させる。
- ・ 臨時情報(巨大地震警戒)発表日から原則として1週間の臨時休業とする。

##### ② 「住民事前避難対象地域又は高齢者等事前避難対象地域」に所在しない特別支援学校

- ・ 警報が解除されるまでは、引き続き避難行動を続ける。(警報に基づく避難を要する場合)
- ・ 警報が解除された場合は、生徒の安全確保に留意しながら、原則として通常の授業や行事は行い、授業終了後には、公共交通機関の運行状況等を確認し、帰宅可能な児童生徒等を速やかに帰宅させる。
- ・ 部活動や補習については、実施しない。
- ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は延期(中止)し、校外で活動中の場合は速やかに帰校させる。
- ・ 校長は、学校の立地条件(土砂災害警戒区域なども含む)や児童生徒等の登下校の状況を勘案して、必要と判断した場合には、①に準じて臨時休業とすることができる。

※地震発生から1週間後、国からの発表、社会状況等に応じて(2)に準じた対応へ移行する。

#### (2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の場合

- ・ 警報が解除されるまでは、避難行動を続ける。(警報に基づく避難を要する場合)
- ・ 警報が発表されなかった場合または警報が解除された場合は、通常どおりの教育活動を行う。
- ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合はいつでも帰校できるよう準備する。

※地震発生から1週間後、国からの発表を受け、大地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しながら、通常どおりの教育活動を行う。

#### (3) 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)の場合

- ・ 警報が解除されるまでは、避難行動を続ける。(警報に基づく避難を要する場合)
- ・ 警報が発表されなかった場合または警報が解除された場合は、通常どおりの教育活動を行う。

### Ⅲ 愛知県津波浸水想定の区域内（＊2→P7 参照）に所在しない県立学校

#### 1 まず、地震が起きたら、児童生徒等の安全確保に努め、命を守る最善の行動をとる。また、必要に応じて避難する。

※各学校において、避難体制（避難方法、避難場所など）を児童生徒等、全職員に周知しておく。

#### 2 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合

- ・ 原則として通常どおりの教育活動を行うが、次の対応に備えて地震関連の情報を収集し、生徒の安全確保に努める。
- ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合はいつでも帰校できるよう準備する。
- ・ 後に発表される臨時情報（後記3(1)から(3)）に備え、連絡体制などの確認を行う。

#### 3 気象庁から2が発表された場合、続いて以下の臨時情報(1)から(3)のいずれかが発表される。

##### (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の場合

- ・ 生徒の安全確保に留意しながら、原則として通常の授業や行事は行い、授業終了後には、児童生徒等を速やかに帰宅させる。
- ・ 部活動や補習については、実施しない。
- ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰校させる。
- ・ 校長は、学校の立地条件（土砂災害警戒区域なども含む）や児童生徒等の登下校の状況を勘案して、必要と判断した場合には、Ⅰの3①に準じて臨時休業とすることができる。

※地震発生から1週間後、国からの発表、社会状況等に応じて(2)に準じた対応へ移行する。

##### (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の場合

- ・ 通常どおりの教育活動を行う。
- ・ 校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合はいつでも帰校できるよう準備する。

※地震発生から1週間後、国からの発表を受け、大地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しながら、通常どおりの教育活動を行う。

##### (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）の場合

- ・ 通常どおりの教育活動を行う。

## 5 南海トラフ地震臨時情報発表時に留意する事項

- 地震発生に備え、減災に向けた緊急点検や情報収集を行う。
- 連絡体制、避難体制の確認を行う。
- 児童生徒等の下校にあたっては、帰宅困難な児童生徒等の安全確保の観点から、場合によっては学校において一時待機させることも検討すること。
- 避難所に指定されている学校(※3)については、市町村から避難所開設連絡があった場合は、必要な対応を行うこと。

## 6 危機管理マニュアルの作成・見直しについて

- ※1 事前避難対象地域、※2 愛知県津波浸水想定について、学校は、各市町村に確認し、学校の実情に応じた危機管理マニュアルを作成すること。
- ＜参考＞
- 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1323513.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1323513.htm)
- 学校の危機管理マニュアル作成の手引き（文部科学省）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1401870.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870.htm)
- 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1401870\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm)
- あいちの学校安全マニュアル（令和3年3月各学校へ配付済み）

### ※1 事前避難対象地域

南海トラフの想定震源域内のプレート境界のうち、紀伊半島を境として西側で、半割れケース・M8以上の地震が発生し、その後、東側で最大クラス・M9クラスの後発地震が発生してからでは津波の到達や津波到達前に地震動の伴う堤防沈下等の影響により避難が間に合わないおそれがある地域として市町村があらかじめ定めた地域をいう。事前避難対象地域は、健常者と要配慮者の移動速度の違いを考慮して、「住民事前避難対象地域」と「高齢者等事前避難対象地域」の2種類がある。

なお、令和7年3月現在の設定状況は以下のとおりである。

#### ① 事前避難対象地域を設定済の市町村

名古屋市、豊橋市、あま市、蟹江町、刈谷市(※)、碧南市(※)、高浜市、大治町、飛島村、東海市、田原市、弥富市、西尾市

#### (※) 高齢者等事前避難対象地域のみ

#### ② 今後、事前避難対象地域を設定する予定又は検討中の市町村

津島市、愛西市

#### ③ 事前避難対象地域を設定する予定がない市町村

上記の①、②以外の市町村

### ※2 愛知県津波浸水想定について

「愛知県津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものである。

該当市町村は

名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、大府市、知多市、高浜市、田原市、愛西市、弥富市、あま市、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町である。

### ※3 避難所に指定されている学校

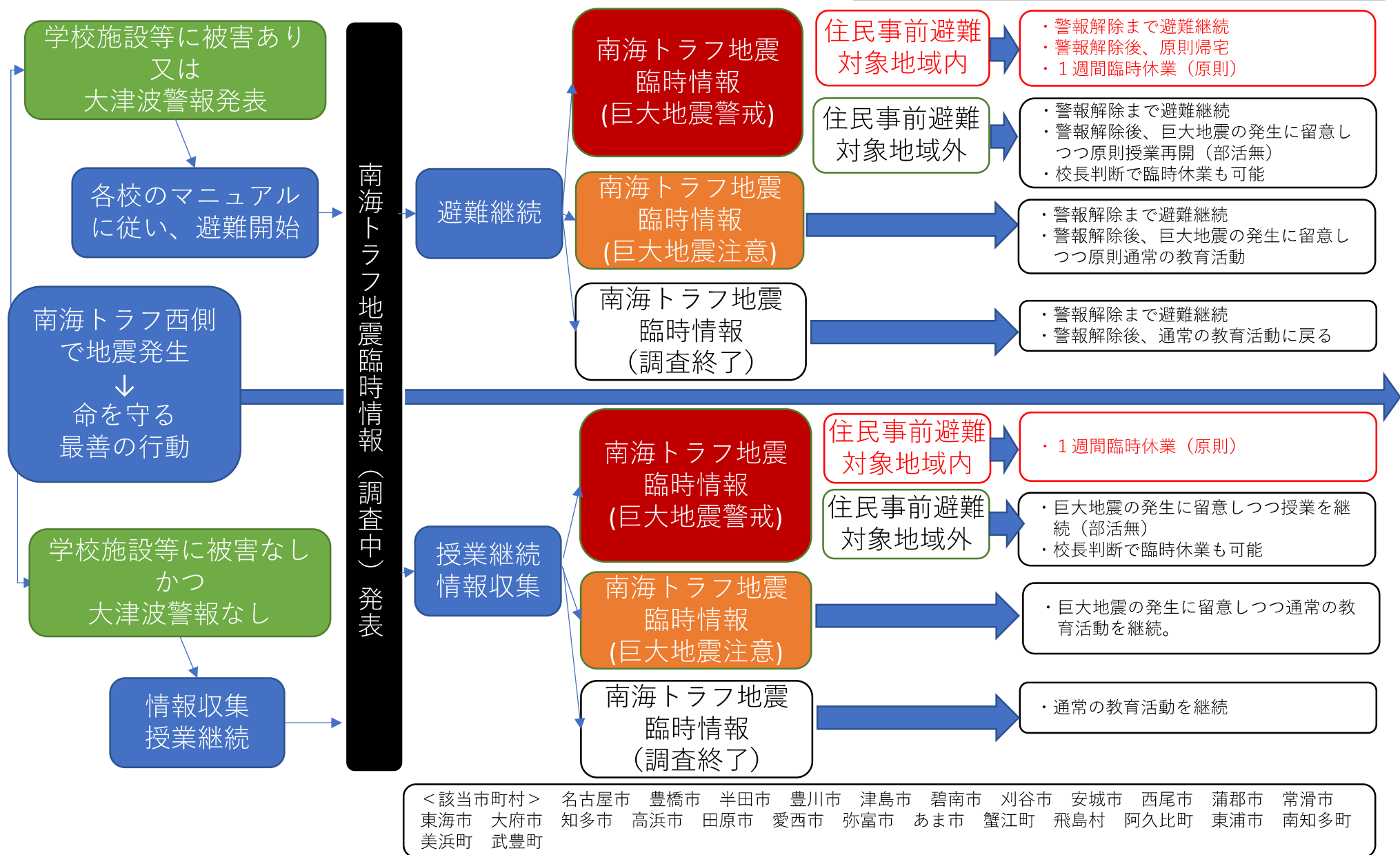
災害対策基本法第四十九条の七により指定避難所として指定されている学校は96校。



# 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の県立学校における授業等の取扱いフローチャート

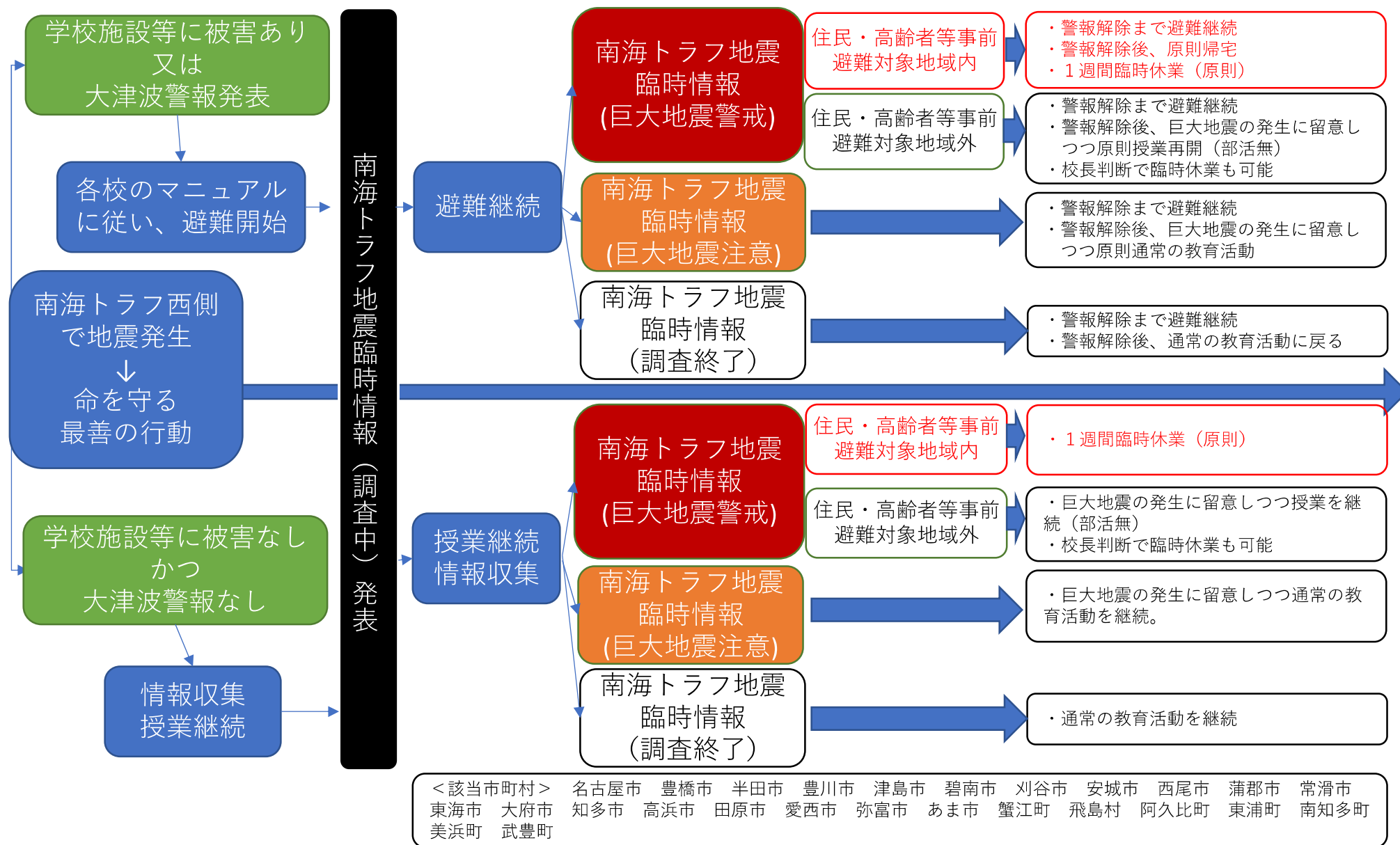
資料 1

## 津波浸水想定区域内（高等学校・中学校）



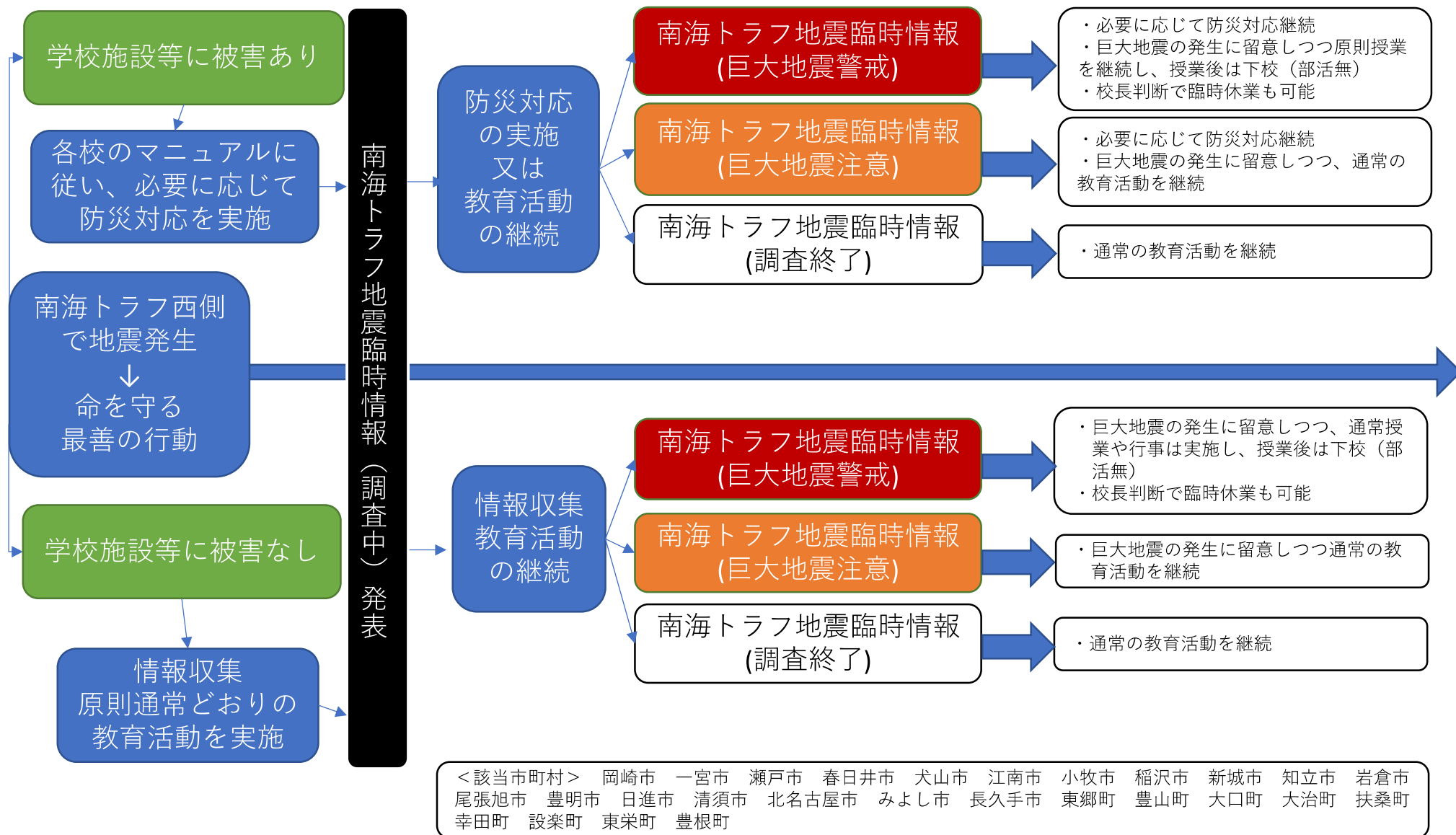
# 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の県立学校における授業等の取扱いフローチャート

## 津波浸水想定区域内（特別支援学校）



# 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の県立学校における授業等の取扱いフローチャート

## 津波浸水想定区域外（県立学校）





## 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードとその条件

| キーワード  | 各キーワードを付記する条件                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査中    | <p>○下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視領域内でマグニチュード6.8(速報値)以上の地震が発生</li> <li>・想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>・その他、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul> |
| 巨大地震警戒 | <p>○想定震源域内のプレート境界において、Mw8.0以上の地震が発生したと評価した場合(半割れケース)<br/> &lt;図1参照&gt;</p>                                                                                                                                                                                               |
| 巨大地震注意 | <p>○監視領域内において、Mw7.0以上の地震が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く)</p> <p>○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合(一部割れケース・ゆっくりすべりケース)<br/> &lt;図2参照&gt;</p>                                                                                                                     |
| 調査終了   | <p>○巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</p>                                                                                                                                                                                                                              |

図1&lt;Mw8.0以上(半割れ)の場合&gt;

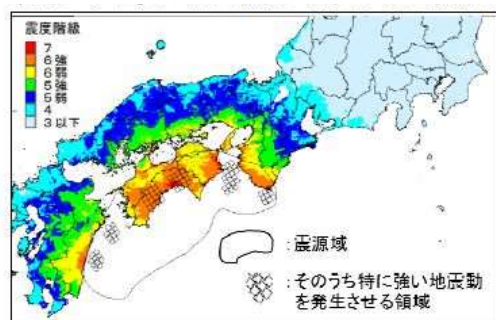
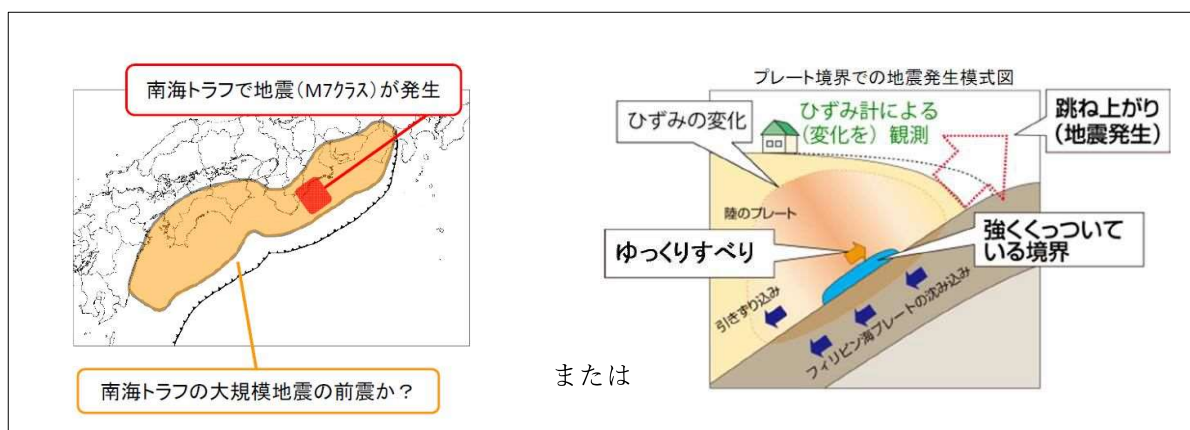
 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表


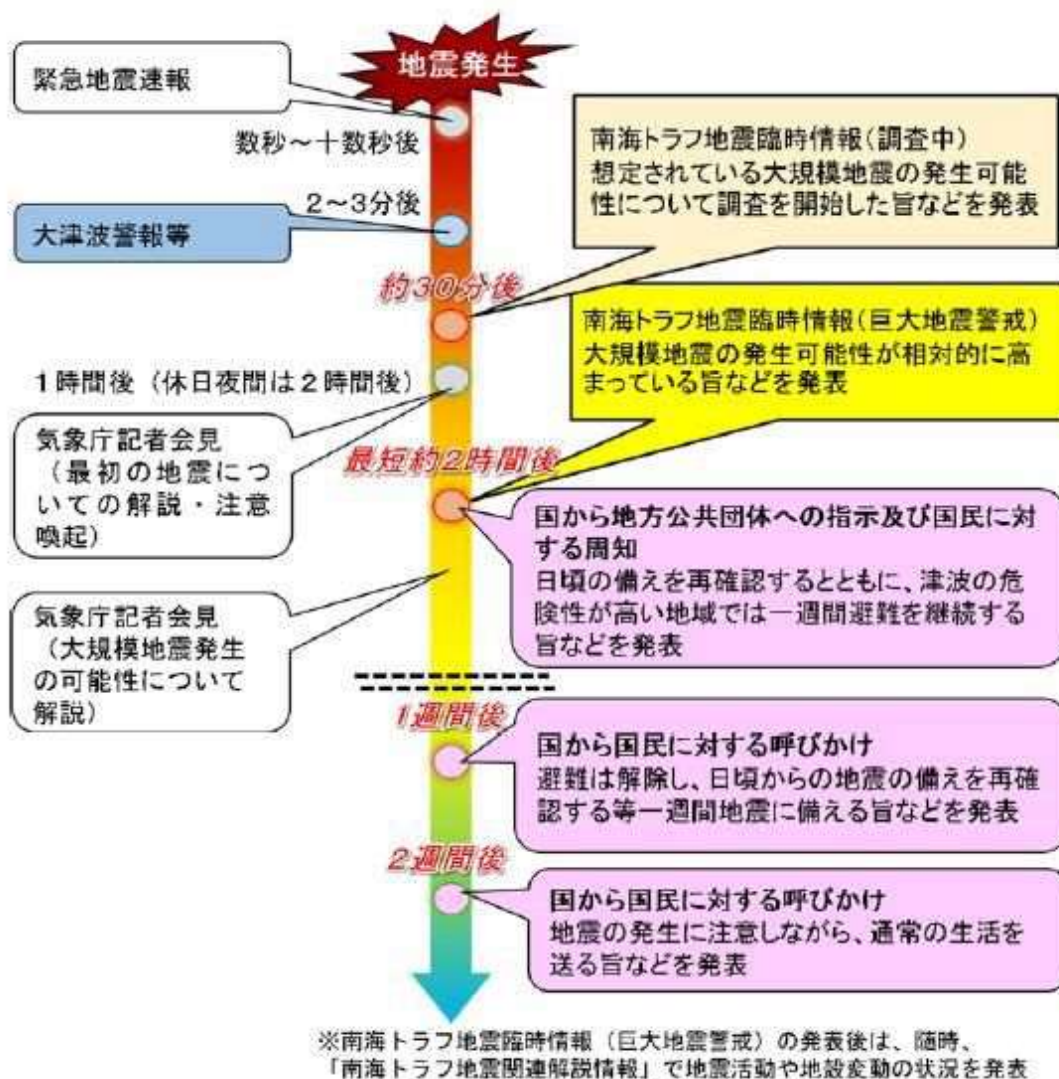
図2&lt;Mw7.0以上8.0未満(一部割れ)またはゆっくりすべりの場合&gt;

 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表




## 「巨大地震警戒対応」における情報の流れのイメージ

- 地震発生から最短 2 時間後、後発地震発生の可能性が高いと評価された場合には、気象庁からその旨政府に報告
- 政府は、地方公共団体に対してあらかじめ定めた防災対応を 1 週間取るべき旨を指示
- 1 週間経過後、被災地を除いて避難を解除するとともに引き続き警戒を呼びかけ



【南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（平成31年3月 内閣府）】

＜参考資料＞

○南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン

<http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/guideline.html>

○南海トラフ地震対策 参考資料（内閣府）

<http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/leaflet.html>